

## 坂戸市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

### (目的)

第1 このガイドラインは、市内における太陽光発電施設の設置に関し、太陽光発電施設を設置する者が、近隣住民等の安全や周辺環境等に配慮するとともに、市及び近隣住民等に対して事業計画内容を施工前に明らかにすることについて必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための設備及びその付属設備をいう。
- (2) 発電施設 定格出力10kW以上の太陽光発電施設をいう。(同一届出者が複数の発電施設を近接して設置するなど、実質的に一つの場所への設置と認められる場合は、一つの発電施設とみなす。)ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 建築物に該当するもの
  - イ 設置者の事業所等と併設されるもの
- (3) 出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。
- (4) 設置者 発電施設を設置する者及び発電施設の譲渡、承継を受けた者をいう。
- (5) 近隣住民 発電施設の設置が計画される区域の近隣の土地及び家屋の所有者又は居住者並びに事業区域に存する区・自治会等の代表者をいう。

### (対象地域)

第3 このガイドラインの対象地域は、市内全域とする。

### (法令に基づく手続等)

第4 設置者は、発電施設を設置する場合において、別表1に掲げる法規制に該当する場合は、当該発電施設の規模に関わらず、市の関係部局及び関係行政機関と事前に相談、協議を行い、必要な手続等を行うものとする。

2 設置者は、計画地の全部又は一部が別表2「設置するのに適当でないエリア」に掲げる区域に該当する場合は、別表1に掲げる法規制に該当するか否かにかかわらず、当該計画が周辺の生活環境等に与える影響を十分に考慮し、計画の中止を含め抜本的な見直しを検討するものとする。

(発電施設に係る届出等)

第5 設置者は、発電施設を設置しようとする場合は、その計画の概要が明らかとなった時点で、近隣住民等に対する説明会等を実施し、事業内容（施設概要、設置工事計画、維持管理計画、固定価格買取制度の認定期間後の施設の取扱い方針等）や設置に伴う地域への影響とその対応等を周知するものとする。この際、近隣住民等から出された要望・意見等に対しては、書面を交付するなど誠意をもって対応するものとする。

2 設置者は、発電施設の工事に着手する日の30日前までに、坂戸市太陽光発電施設計画届出書（以下「届出書」という。）（様式第1号）に別表3に掲げる資料を添付し、市長に提出するものとする。

3 前項の届出を行った設置者は、届出対象発電施設の内容を変更し、又は事業を譲渡・承継・廃止しようとするときは、変更又は廃止する日の30日前までに、坂戸市太陽光発電施設計画変更・廃止届出書（様式第2号）を市長に提出するものとする。なお、大規模な変更等が生じた場合は第5第1項を準用するものとする。

(設置に当たって遵守すべき事項)

第6 設置者は、発電施設を設置する際は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 近隣住民等との協調を保つこと。

(2) 太陽光発電施設の構造は、各種技術基準に適合すること。

(3) 雨水等による土砂・汚泥の流出や水害等の災害防止対策を講じること。また、災害発生時などには、施設外への影響を最小限にとどめるよう適切に対応すること。

(4) 既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の良好な景観に支障を与えないよう、周辺環境や景観との調和に配慮すること。

(5) 災害発生時等の緊急連絡に対応するため、設置者の名称及び連絡先を記した看板を設置すること。また、災害発生時等に、速やかな対応がとれるように緊急連絡体制を整備すること。

(6) 事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に影響が及ぶことがないように十分配慮すること。

(7) パワーコンディショナー等からの騒音・振動等やパネルの反射光により周辺的生活環境に支障を生じさせないように、敷地境界からの後退や植栽等の遮蔽物の設置等必要な措置を講じること。

(8) 施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。

- (9) 施設計画の段階から事業終了後の将来計画を十分に検討するとともに、廃止に要する経費を計画的に調達・手配すること。
- (10) 施設を廃止した場合は、速やかに設置者の責任により法令、ガイドライン等に基づいて撤去等適正に処理すること。撤去にあたっては廃止後の土地利用に応じた処理をし、周辺的生活環境等に影響を及ぼさないように十分に配慮すること。
- (11) 事業を承継する場合は、把握している若しくは予想されうる管理運営及び廃止等の条件について、責任をもって引き継ぐこと。

(報告)

第7 市長はこのガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、設置者に対し、必要な事項について報告を求めることができるものとする。

(補則)

第8 このガイドラインの施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

- 2 このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しを行うこととする。

附 則

- 1 このガイドラインは、平成29年11月10日から施行し、同日以後に着工する発電施設から適用する。
- 2 このガイドラインの施行の日から、平成29年12月10日までにおける第5第2項及び第3項の規定の適用については、第5第2項中「発電施設の工事に着手する日の30日前までに、」及び第5第3項中「変更又は廃止する日の30日前までに、」とあるのは、「このガイドラインの施行の日以後すみやかに、」とする。
- 3 このガイドラインの施行日において現に着工している発電施設の設置者は、第6に掲げる事項の遵守に努めるとともに、必要と認められる場合は第5に掲げる措置を講じるものとする。

附 則

- 1 このガイドラインは、令和元年5月1日から施行する。

附 則

- 1 このガイドラインは、令和元年7月1日から施行する。

附 則

- 1 このガイドラインは、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 このガイドラインは、令和2年8月1日から施行する。

附 則

1 このガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 このガイドラインは、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 このガイドラインは、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 このガイドラインは、令和6年5月1日から施行する。

別表1 太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧

法令名(条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	問合せ・手続の担当窓口
	太陽光発電施設の設置に関して疑義等がある場合は、まず右記の担当課にご相談ください。		坂戸市 環境産業部 環境政策課 企画調整係 (049-283-1331)
国土利用計画法 (23)	次に該当する土地売買契約の締結や地上権・賃借権の設定等 ・市街化区域：2,000㎡以上 ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000㎡以上	届出	坂戸市 都市整備部 都市計画課 まちづくり政策係 (049-283-1331)
電気事業法	電気事業法に関して、県知事や市町村長に対する手続きは特にありません。		経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課
火薬類取締法	火薬類製造施設や火薬庫の周辺に出力1,000kW以上の太陽光発電設備を設置すること。 ※火薬類製造施設や火薬庫は、発電事業の用に供する1,000kW以上の太陽光発電設備に対して、一定の保安距離を取る必要があります。太陽光発電設備が後から設置される場合でもこの規定が適用されるため、十分な注意が必要です。	近隣への配慮	埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当 (048-830-8435)
環境影響評価法	次に該当する太陽光発電施設の設置 系統接続段階の発電出力ベース（交流）が 40MW以上（第一種） 30MW以上40MW未満（第二種）	調査等	埼玉県 環境部 環境政策課 企画調整・環境影響評価担当 (048-830-3039)
埼玉県環境影響 評価条例	施行区域の面積が20ha以上となるもの ※その他にも、開発の内容によっては手続きが必要となる場合があります。	調査等	埼玉県 環境部 環境政策課 企画調整・環境影響評価担当 (048-830-3039)
太陽光発電の環 境配慮ガイドラ イン（環境省）	環境影響評価法及び環境影響評価条例の対象とならない発電出力10kW以上の事業用太陽光発電施設	調査等 （自主取 組）	坂戸市 環境産業部 環境政策課 企画調整係 (049-283-1331)
土壌汚染対策法 (4)	土地の形質変更（掘削及び盛土等）部分の合計面積が3,000㎡以上（有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地等の場合は900㎡以上） ※ただし、盛土のみの場合や、形質変更の深さが最大50cm未満であり区域外へ土壌の搬出を行わず土壌の飛散・流出を伴わない場合は除く	届出	埼玉県東松山環境管理事務所 (0493-23-4050)
埼玉県生活環境 保全条例 (80)	3,000㎡以上の土地の改変	調査等	埼玉県東松山環境管理事務所 (0493-23-4050)
廃棄物の処理及 び清掃に関する 法律 (15の19)	廃棄物が地下にあって指定区域に指定されている土地の形質変更 ※不法投棄等により廃棄物が残置されている場所については、当該廃棄物が適正に処理されない限り設置は認められませんので注意してください。	届出	埼玉県東松山環境管理事務所 (0493-23-4050)
埼玉県土砂の排 出、たい積等の 規制に関する条 例 (6)	500㎡以上の土砂の敷地外排出	届出	埼玉県東松山環境管理事務所 (0493-23-4050)
埼玉県土砂の排 出、たい積等の 規制に関する条 例 (16)	3,000㎡以上の面積への土砂の堆積 ※土砂が不適正に堆積されている場所については、現状が回復されない限り設置は認められませんので注意してください。	許可	埼玉県東松山環境管理事務所 (0493-23-4050)

法令名(条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	問合せ・手続の担当窓口
坂戸市環境保全条例 (26-41)	500㎡以上の面積への埋立て等 ※事業区域の面積が500㎡未満であっても当該事業区域に隣接する土地において1年以内に埋め立てが施工され、合算した面積が500㎡以上となる埋立て等を含む。	許可	坂戸市 環境産業部 環境政策課 保全係 (049-283-1331)
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (29)	鳥獣保護区の特別保護地区内における次の行為 ・建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・水面の埋立・干拓 ・木竹の伐採	許可	埼玉県 環境部 みどり自然課 野生生物担当 (048-830-3143)
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (10)	環境大臣が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為	大臣許可	環境省 関東地方環境事務所 野生生物課 (048-600-0817)
埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例 (12)	知事が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為	届出	埼玉県 環境部 みどり自然課 野生生物担当 (048-830-3143)
埼玉県オオタカ等保護指針	次に該当する開発行為については、オオタカ等の保護に関する配慮を要請 ・営巣地から半径400メートル以内 ・営巣地から半径1500メートル以内	配慮の実施	埼玉県 環境科学国際センター 研究企画室 生物多様性保全担当 (0480-73-8361)
農地法 (4)	農地を農地以外のものにする行為（農地の転用）	許可（市街化区域の場合は届出）	坂戸市農業委員会事務局 (049-283-1331)
同上 (5)	農地を農地以外のものにしたり採草放牧地を採草放牧地以外のものにするために行う次の行為 ・所有権の移転 ・地上権、永小作権、質権、賃貸借権の設定や移転	許可（市街化区域の場合は届出）	坂戸市農業委員会事務局 (049-283-1331)
農業振興地域の整備に関する法律 (15の3)	市町村農業振興地域整備計画における農用地区域指定（原則、太陽光発電施設の設置を目的とした除外申出はできません。）	計画変更	坂戸市 環境産業部 農業振興課 農業振興係 (049-283-1331)
森林法 (10の2)	地域森林計画対象の民有林内（保安林及び保安施設地区の森林を除く）で0.5ha（過去に開発が行われた隣接した森林を含む）を超えて行われる、太陽光発電設備設置を目的とした土石や樹根の採取、開墾その他の土地の形質の変更	許可	坂戸市 環境産業部 農業振興課 農業振興係 (049-283-1331)
同上 (10の7の2)	地域森林計画対象の民有林について、新たに森林の土地の所有者となること。	届出	坂戸市 環境産業部 農業振興課 農業振興係 (049-283-1331)
同上 (10の8)	地域森林計画対象の民有林内（保安林及び保安施設地区の森林を除く）における立木の伐採	届出	坂戸市 環境産業部 農業振興課 農業振興係 (049-283-1331)

法令名(条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	問合せ・手続の担当窓口
道路法 (32)	道路に次の工作物・物件・施設を設け、継続して道路を使用しようとする行為(道路の占用) ・電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔等 ・水管、下水道管、ガス管等 ・歩廊、雪よけ等 ・露店、商品置場等 ・その他道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの(政令第7条第1項第2号に該当するため太陽光発電施設も対象)	許可	埼玉県飯能県土整備事務所 管理担当 (042-973-2281)  坂戸市 都市整備部 維持管理課 道路管理係 (049-283-1331)
河川法 (23~27)	河川区域内における次の行為 ・河川の流水の占用(取水等) ・土地の占用 ・河川の砂やヨシなどの採取 ・工作物の新築・改築 ・盛土、切土等の土地の形状の変更	許可	埼玉県飯能県土整備事務所 管理担当 (042-973-2281)  国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所 越辺川出張所 (0493-34-3129)
河川法 (55)	河川保全区域内における次の行為 ・土地の掘削、盛土、切土等の土地の形状の変更 ・工作物の新築・改築	許可	埼玉県飯能県土整備事務所 管理担当 (042-973-2281)  国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所 越辺川出張所 (0493-34-3129)
埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例 (3)	面積が1ha以上の開発行為で、雨水流出抑制施設を設置しないと雨水流出量を増加させるおそれがある行為	許可	埼玉県 県土整備部 河川砂防課 荒川中流・小山川流域担当 (048-830-5135)
同上 (12)	面積が1ha以上の開発行為で、湛水想定区域内の土地に盛土をする行為	届出	埼玉県 県土整備部 河川砂防課 荒川中流・小山川流域担当 (048-830-5135)
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (10)	土砂災害特別警戒区域内における、住宅・福祉施設・学校・医療機関の建設(特定開発行為)	許可	埼玉県県土整備部 河川砂防課 荒川上流域・砂防担当 (048-830-5141)  埼玉県飯能県土整備事務所 河川砂防担当 (042-973-2281)
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (10、11)	特定建設資材を使用した建築物等の解体工事等や、特定建設資材を使用する新築工事等(以下に該当するもの) ・建築物(床面積の合計が80㎡以上に限る)の解体工事 ・建築物(床面積の合計が500㎡以上に限る)の新築・増築工事 ・建築物の修繕・模様替等工事(請負金額が1億円以上のもの) ・建築物以外のものの土木工事や解体工事等(請負金額が500万円以上のもの)	民間工事の場合は届出 公共工事の場合は通知	川越建築安全センター (東松山駐在) (0493-22-4340)  坂戸市 都市整備部 住宅政策課 建築指導係 (049-283-1331)  ※内容によって窓口が異なります。

法令名(条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	問合せ・手続の担当窓口
都市計画法 (29)	建築物を建築する目的で行う土地の区画形質の変更 ※建築物となる場合、市街化調整区域では原則として立地不可となります。(都市計画法施行令第21条各号に掲げる建築物を除く) ※詳細は右記の担当にご相談ください。	許可	坂戸市 都市整備部 都市計画課 開発指導係 (049-283-1331)
景観法 (16)	一定規模以上の建築物・工作物の新築、改築等 (詳細は右記の担当にお問い合わせください。) ※建築基準法第2条第1項に規定する建築物に該当しない太陽光発電施設は届出の対象外	届出	坂戸市 都市整備部 都市計画課 まちづくり政策係 (049-283-1331)
建築基準法 (6)	建築物を建築しようとする場合 ※土地に自立して設置する太陽光発電設備については、架台下の空間を物品の保管その他の屋内的用途に供するもの等は建築物に該当する場合があります。	確認	川越建築安全センター (東松山駐在) (0493-22-4340)  坂戸市 都市整備部 住宅政策課 建築指導係 (049-283-1331)  ※内容によって窓口が異なります。
文化財保護法 (93)	周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の範囲内における建築・土木工事等	届出	坂戸市教育委員会 社会教育課 文化財保護係 (049-283-1331)
文化財保護法 (96)	出土品が出土したこと等による、埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の発見	届出	坂戸市教育委員会 社会教育課 文化財保護係 (049-283-1331)
文化財保護法 (43、81、125)	国宝・重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物の現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為	許可 又は届出	坂戸市教育委員会 社会教育課 文化財保護係 (049-283-1331)
埼玉県文化財保護条例 (14、28、35、39)	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡の現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為(県選定重要遺跡等を含む)	許可 又は届出	坂戸市教育委員会 社会教育課 文化財保護係 (049-283-1331)
坂戸市文化財保護条例 (3)	文化財の現状を変更しようとする行為	許可	坂戸市教育委員会 社会教育課 文化財保護係 (049-283-1331)

別表2 設置するのに適当でないエリア

法令名	エリア（区域の名称等）	理 由
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	不法投棄等により廃棄物が残置されている場所	太陽光発電施設を設置することで、当該廃棄物を適正処理することが相当困難となるため。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣又は鳥獣の生息地にとって特に重要な区域として、工作物の設置や木竹の伐採等、一定の開発行為が制限されている。
農地法	農用地区域内の農地、甲種農地、第1種農地	優良農地を確保するため、一部の例外を除き、農業以外の土地利用が厳しく制限されている。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	優良農地を確保するため、一部の例外を除き、農業以外の土地利用が厳しく制限されている。
河川法	河川区域、河川保全区域、河川予定地	河川管理施設を損傷させるおそれ等がある。
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
文化財保護法	国宝・重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
埼玉県文化財保護条例	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡	復元が不可能な県民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例	土砂搬入禁止区域	何人も土砂をたい積してはならない区域であり、土砂のたい積が継続することにより、人の生命、身体又は財産を著しく害する事態が生ずるおそれがある。

別表3 添付資料

書類の種類	明示すべき事項等
近隣住民等説明会実施報告書	1. 住民説明会や住民説明を行った年月日、場所、出席者・相手方の氏名、発言の概要、近隣住民から出された要望・意見等への対応内容 ※説明会等で配布した資料の写しを添付
位置図及び案内図	1. 方位及び縮尺（位置図は1/15,000程度、案内図は1/2,500程度） 2. 計画区域を明示（赤色で囲む等）
設置区域の公図	1. 計画区域を明示（赤色で囲む等） 2. 計画区域及び周辺地の地目
登記事項証明書	1. 計画区域の土地全て 2. 発行から3か月以内のもの ※土地所有者と申請者が異なる場合は、計画区域の土地の権原を有することを証する書類（売買契約書、借地契約書等の写し）を添付
土地利用計画図	1. 方位及び縮尺（1/500程度） 2. 敷地の形状及び寸法 3. 発電施設の位置、形状、寸法及び材料等仕様 4. 送電に係る電柱の位置及び寸法 5. 敷地に接する道路の位置及び幅員 6. 隣接する土地の利用状況、用途等 7. 土地の高低（雨水等による土砂・汚泥の流出や水害などの災害防止対策及び雨水流出抑止対策検討図） 8. 外構施設（フェンス、植栽、擁壁など）の位置、種類、寸法
立面図及び断面図	1. 発電施設の形状、寸法及び材料等仕様 2. 土地の高低（雨水等による土砂・汚泥の流出や水害などの災害防止対策及び雨水流出抑止対策検討図） 3. 外構施設（フェンス、植栽、擁壁など）の位置、種類、寸法 ※縮尺は1/500程度
造成計画図	1. 平面図 2. 断面図 3. 縦断面図 4. 横断面図
関係法令チェックシート	1. 関係法令の手続き等を確認した際の日時、相手方担当者
誓約書	1. 関係法令等及び坂戸市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインを遵守する旨
設置予定の看板の図案	1. 発電事業者及び保守点検責任者の連絡先等を記載したもの
その他	1. 再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書の写し又は申請書の写し（電子申請の場合、電子申請画面を印刷したもの） 2. 発電施設及び外構施設のカatalog等 3. 太陽光発電の環境配慮ガイドラインチェックリスト（環境省）
その他市長が必要と認める書類	

(様式第1号)

坂戸市太陽光発電施設設計画届出書

年 月 日

坂戸市長 様

届出者 住所  
氏名

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり発電施設を設置することについて、坂戸市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第5第2項の規定により届け出ます。

記

発電施設の名称	
設置場所	坂戸市
敷地面積	m <sup>2</sup>
定格発電出力※1	kW
発電事業者	住所 氏名(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
着工予定年月日	年 月 日
稼働開始予定日	年 月 日
住民説明会等の概要	別紙のとおり※2
参考資料	別添のとおり※3

※1 「定格発電出力」は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の定格発電出力を小数1桁(小数第2位切捨て)まで記載してください。パワーコンディショナーを複数設置する場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載してください。

※2 住民説明会や住民説明を行った年月日、場所、出席者・相手方の氏名、発言の概要、近隣住民等から出された要望・意見等への対応内容を記載した資料を作成し、別紙としてください。

※3 別表3に掲げる資料を別添としてください。

(様式第2号)

坂戸市太陽光発電施設計画変更・廃止届出書

年 月 日

坂戸市長 様

届出者 住所  
氏名

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

発電施設の計画を変更（廃止）するので、坂戸市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第5第3項の規定により届け出ます。

記

発電施設の名称※1		
設置場所※1	坂戸市	
変更の内容※2	変更前	
	変更後	
変更・廃止の予定日	年 月 日	
参考資料	別添のとおり※3	

※1 発電施設の名称又は設置場所を変更する場合にあっては、変更前の名称及び場所を記載してください。

※2 設置者の住所・氏名、発電施設の名称、設置場所、敷地面積、定格発電出力又は発電事業者の住所・氏名（法人代表者の氏名を除く）を変更する場合にあってはその内容を記載してください。

※3 計画区域の位置図、関係機関との協議状況、その他変更の内容に応じて必要な資料を別添としてください。